

福祉用具貸与・販売

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売：種目の追加等

【改正の概要】

福祉用具貸与の対象として「自動排泄処理装置」を追加等

	種目	定義
貸与	介助用ベルト	入浴介助用以外のもの。「特殊寝台付属品」の対象の拡充
	自動排泄処理装置 (本体部分)	次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・尿又は便が自動的に吸引されるもの ・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの 【対象者】 要介護4・要介護5の者（要介護1～3は原則対象外）
販売	自動排泄処理装置 の交換可能部品	次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの（衛生上レンタルになじまない部分） ・要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの
	便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売：運営基準（個別サービス計画の作成）

■ 個別サービス計画とは

- ・ 個別サービス計画は、ケアプランに明記した目標、方針、サービスに則って、具体的にサービスを行うにあたり、各サービス事業者が作成するもの。
- ・ 訪問介護等の居宅サービスの提供に当たっては、ケアプランを踏まえて個別サービス計画の作成が行われるが、訪問入浴介護及び福祉用具貸与・販売では、個別サービス計画の作成が義務づけられていなかった。

■ 個別サービス計画の作成の導入により期待される効果

- ・ 利用者の状態を記録として残すことで、担当者や介護支援専門員、利用者、家族間の情報共有や共通理解につなげることができる。
- ・ 福祉用具選定の理由を明確にすることで、利用者の状態の変化に応じたモニタリングや機種変更がスムーズに行える。
- ・ 福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故防止につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。
- ・ 情報収集などで利用者の状態像を把握し、文書化することで、福祉用具専門相談員のスキルアップにつなげることができる。

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売：運営基準（個別サービス計画の作成）

【改正の概要】

（新 設）

福祉用具サービス計画の作成を義務づけ

- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ・ 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得なければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該福祉用具サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具サービス計画の変更を行うものとする。

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売：運営基準（個別サービス計画の作成）

【経過措置等】

（平成24年2月23日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 から抜粋）

- ・ 公布日に現に存在する福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、**平成25年3月31日までの間に、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとする。**
- ・ 福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。なお、一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考とされたい。

（参 考）

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 > 個別援助計画書

<http://www.zfssk.com/youshiki/index.html>